

福岡県公報

令和8年10月6日
第733号

目次

告示（第623号－第628号）

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更（会計管理局会計課）……………1
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示（農山漁村振興課）……………1
- 保安林の解除通知の掲示（農山漁村振興課）……………1
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示（農山漁村振興課）……………2
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示（農山漁村振興課）……………2
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……………2
- 競争入札参加者の資格等（総務事務厚生課）……………3
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）……………4
- 土地改良区の定款の変更の認可（農村森林整備課）……………6

公安委員会

- 福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部改正（警察本部組織犯罪対策課）……………6
- 意見募集の結果の公示（警察本部組織犯罪対策課）……………8
- 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定（警察本部会計課）……………8
- 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定（警察本部会計課）……………8
- 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定（警察本部会計課）……………8

告示

福岡県告示第623号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	141	福岡市東区みなと香椎四丁目3-17 福岡市自家用自動車協会 会長 岩崎 文正	福岡市東区みなと香椎四丁目3-17	令和8年 10月13日
旧事項	141	福岡市東区千早三丁目9-23 福岡市自家用自動車協会 会長 岩崎 文正	福岡市東区千早三丁目9-23	

福岡県告示第624号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和8年8月農林水産省告示第1316号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属するうきは市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
うきは市役所
山下 茂樹、山崎 丈実
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年8月農林水産省告示第1316号によること。

福岡県告示第625号

保安林の指定を解除する件（令和8年8月農林水産省告示第1267号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249

号) 第189条の規定により、保安林の指定の解除通知の内容を、当該保安林の属する飯塚市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

飯塚市役所

山口生産森林組合

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定を解除する旨の通知があったこと。
- (2) 解除に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由については令和8年8月農林水産省告示第1267号によること。

福岡県告示第626号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和8年9月福岡県告示第576号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する豊前市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

豊前市役所

中家 安紀子、谷崎 英子

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年9月福岡県告示第576号によること。

福岡県告示第627号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和8年8月農林水産省告示第1197号）に係る

保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する宮若市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

宮若市役所

笠 クミ子、藤 久子、八幡神社

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和8年8月農林水産省告示第1197号によること。

福岡県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

行橋市大字矢留字山浦997

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山浦997（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察総合指揮システム機器等賃貸借

- 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和8年10月30日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

福岡県警察総合指揮システム機器等賃貸借について次のとおり一般競争に付します。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

福岡県警察総合指揮システム機器等賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日までの間

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年11月25日（水曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A, A

(2) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092-641-4141 内線2590

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

本公告上において令和8年10月19日（月曜日）午後5時45分まで掲載する。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年11月25日（水曜日） 午後5時45分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）によるものとする。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年11月26日（木曜日） 午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約方式は定額補償に限る。なお、保証期間は入札書を提出する

日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金を受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付がないもの又は日付に誤りのある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) その他詳細は入札説明書による。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年10月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
西牟田土地改良区	令和8年9月25日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第11号

福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年10月6日

福岡県公安委員会

福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第1条 福岡県暴力団排除条例施行規則（平成22年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「「警察本部」とあるのは、「当該警察署」を「「警察本部長が」とあるのは「警察署長が」と、「警察本部長の使用」とあるのは「警察署長の使用」と、「警察本部の」とあるのは「当該警察署の」と、「警察本部に」とあるのは「当該警察署に」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「条例第23条の4第3項の規定による掲示は、」を「公示事項（送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び警察本部長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨をいう。以下この項において同じ。）を警察本部長の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（警察本部長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示板において」を「掲示板に掲示し、又は公示事項を警察本部に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 警察本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

第23条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第23条の4第3項の公安委員会規則で定める方法は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び次項において同じ。）と公示事項（条例第23条の4第3項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（公安委員会の使用に係る電子計算機と電気

通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。次項第2号において同じ。）を使用するもの

(福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則（平成24年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「 不利益処分の名あて人となるべき者	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者 」	を
-----------------------	---	---

「 不利益処分の名宛人となるべき者	福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第23条の3第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）を受けた者 」	に、
----------------------	---	----

「 第29条において準用する第15条第3項	不利益処分の名あて人となるべき者 」	を
--------------------------	-----------------------	---

「 第29条において準用する第15条第3項及び第4項	不利益処分の名宛人となるべき者 」	に改める。
-------------------------------	----------------------	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡県暴力団排除条例施行規則第23条第2項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

福岡県公安委員会告示第266号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（案）について、令和8年7月17日から同年8月15日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和8年10月6日

福岡県公安委員会

- 1 規則の題名

福岡県暴力団排除条例施行規則及び福岡県公安委員会釈明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（令和8年福岡県公安委員会規則第11号）

- 2 規則の公布の日

令和8年10月6日

- 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

- 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第267号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年10月6日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
公益財団法人宗像ユリックス	理事長 谷井 博美	公益財団法人宗像ユリックス	宗像市久原 400 番地	宗像市久原 400 番地

福岡県公安委員会告示第268号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年10月6日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
飯塚市企業局 企業管理課	飯塚市企業局 企業管理課長 手柴 弘美	飯塚市立病院	飯塚市忠隈 523 番地	飯塚市弁分 633 番地 1

福岡県公安委員会告示第269号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和8年10月6日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
一般財団法人福岡コンベンションセンター	理事長 石橋 正信	福岡国際会議場	福岡市博多区石城町 2 番 1 号	福岡市博多区石城町 2 - 1
一般財団法人福岡コンベンションセンター	理事長 石橋 正信	福岡国際センター	福岡市博多区石城町 2 番 1 号	福岡市博多区築港本 町 2 - 2
一般財団法人福岡コンベンションセンター	理事長 石橋 正信	マリンメッセ福岡 A 館	福岡市博多区石城町 2 番 1 号	福岡市博多区沖浜町 7 - 1
一般財団法人福岡コンベンションセンター	理事長 石橋 正信	マリンメッセ福岡 B 館	福岡市博多区石城町 2 番 1 号	福岡市博多区沖浜町 2 - 1